

【家電リサイクル法の概要】

対象となる「家電4品目」(いずれも家庭用機器のみ)

エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

排出者(消費者・事業者)

- 小売業者等への適正な引渡し
- 収集・運搬、再商品化等(リサイクル)にかかる費用の支払い

小売店等で
リサイクル券の購入

リサイクル料
+ 運搬料

引取り依頼

小売店

- 自らが過去に販売した対象機器の引取義務
- 買替えの際、同種の対象機器の引取義務
- 家電メーカー等への対象機器の引渡義務

リサイクル券

リサイクル料
運搬

家電リサイクル
券の写し

郵便局等で
リサイクル券の購入

リサイクル料
+ 運搬料

引取り依頼

許可業者、自治体等

- 引き取るか否かは自治体による
- 無許可の不用品回収業者に注意

リサイクル券

リサイクル料
運搬

家電リサイクル
券の写し

郵便局等で
リサイクル券の購入

リサイクル料

自ら搬入

家電リサイクル
券の写し

指定引取場所(県内9ヶ所)

※令和4年7月1日現在

リサイクルプラント(全国45箇所)

※令和4年7月1日現在

(製造業者等による再商品化等施設)

- 自らが過去に製造・輸入した対象機器の再商品化等(リサイクル)

排
出

収
集・
運
搬

再
商
品
化
等